

福岡市地域まちづくり推進要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市地域まちづくり推進要綱（以下「推進要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域まちづくり協議会の登録)

第2条 推進要綱第5条第1項の規定による地域まちづくり協議会の登録を受けようとする組織は、地域まちづくり協議会登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

必要書類	記載内容等
(1)活動計画書	活動の方針及びスケジュール等
(2)活動実績書	組織の設立経緯、これまでの活動経過、活動による成果、関係団体との調整等の状況等
(3)会則	名称・事務所（事務局）の所在地・代表者・構成員についての定め、会の目的の定め、役員その他の定め、意思決定方法の定め等
(4)構成員名簿	氏名、住所及び構成員の属性 構成員の属性は次の事項を記載すること。 ア) 地域に居住する者、土地の所有権又は借地権を有する者の別 イ) 代表者、役員等の別及び役割
(5)活動区域図	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、地域の境界を地形、地物等により明示していること。 ・地域まちづくりとしての合意形成が想定しうる区域設定をしており、原則として一の小学校区を超えて設定をしていないこと。 ・歴史的、文化的又は地理的なつながりに配慮した区域設定をしていること。 ・自治会や町内会その他の地域の団体の区域に配慮した区域設定をしていること。 ・地域まちづくりを推進するにあたって、土地利用等の一体的な区域設定をしていること。
(6)活動内容の周知の状況を示す書類	地域まちづくり協議会設立を周知するために発行した広報誌等
(7)自治協議会等からの賛意表明書	地域まちづくりを推進しようとする地域に存する自治協議会や地域まちづくりの目的に関係する主要な団体が賛意を表明したもの

- 3 市長は、第1項に規定する申請を受けた場合において、当該組織が推進要綱第5条第1項各号のいずれにも該当すると認めるときは、地域まちづくり協議会として登録を行い、その旨を当該地域まちづくり協議会の代表者に通知する。
- 4 前項の通知（第3条第2項及び第4条第2項において準用する場合を含む。）は、地域まちづくり協議会登録等通知書（様式第2号）により行う。
- 5 市長は、前項の通知をした場合は、速やかに地域まちづくり協議会登録簿（様式第3号）を作成する。
- 6 推進要綱第5条第2項に規定する公表は、福岡市ホームページに次の各号に掲げる事項を掲載して行うものとする。
 - (1) 団体名
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 活動目的
 - (4) 活動範囲
 - (5) 登録年月日及び登録期間

（地域まちづくり協議会の登録の変更）

第3条 地域まちづくり協議会は、前条第1項に規定する申請又は同条第2項の添付書類に記載した事項に変更（次に掲げる変更（第3項において「軽微な変更」という。）を除く。）を生じたときは、速やかに、地域まちづくり協議会登録変更等（申請・届出）書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域まちづくり協議会の名称の変更
 - (2) 地域まちづくり協議会の事務所の所在地の変更
 - (3) 地域まちづくり協議会の代表者の変更
 - (4) その他市長が認めるもの
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、地域まちづくり協議会の登録の変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更を生じた事項を証する書類」と読み替える。
- 3 地域まちづくり協議会は、前条第1項の申請書又は同条第2項の添付書類に記載した事項に軽微な変更を生じたときは、速やかに、地域まちづくり協議会登録変更等（申請・届出）書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（地域まちづくり協議会の登録の延長）

第4条 推進要綱第5条第5項に規定する協議会の登録の延長をしようとする地域まちづくり協議会は、当該登録期間の満了の日の30日前までに、地域まちづくり協議会登録変更等（申請・届出）書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 第2条第2項から第4項までの規定は、協議会の登録期間の延長について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち市長が指定する書類」と読み替えるものとする。

(地域まちづくり協議会の登録の取消し)

第5条 推進要綱第5条第5項に規定する協議会の登録の取消しをしようとする地域まちづくり協議会は、あらかじめ、地域住民等への周知及びその意向を確認した上で、地域まちづくり協議会登録変更等(申請・届出)書(様式第4号)を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項とは別に、第2条第1項及び第2項、第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項に規定する申請書及び必要書類の記載内容に虚偽が判明した場合は、地域まちづくり協議会の登録を取消することができる。

3 市長は、第1項の届け出を受けた場合及び前項に規定する地域まちづくり協議会の登録の取消しを行う場合、地域まちづくり協議会登録等通知書(様式第2号)を当該地域まちづくり協議会の代表者に通知する。

(地域まちづくり計画の登録)

第6条 推進要綱第6条第1項の規定による地域まちづくり計画の登録を受けようとする地域まちづくり協議会は、地域まちづくり計画登録申請書(様式第5号)及び地域まちづくり計画の案を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

必要書類	記載内容等
(1)地域まちづくり計画の案	<ul style="list-style-type: none">・地域の将来像、地域まちづくりの目標・方針、地域まちづくりの実現方法(地域まちづくり計画の実現に向けた活動計画及び推進体制等)・特定まちづくりルールを定める場合は、協議対象行為を明確化すること。
(2)地域まちづくり計画の区域	<ul style="list-style-type: none">・地域の境界を地形、地物等により明示していること。・地域まちづくりとしての合意形成が想定しうる区域設定をしており、第2条第2項の規定により添付した活動区域図に記載の区域を超えて設定をしていないこと。・歴史的、文化的又は地理的なつながりに配慮した区域設定をしていること。・自治会や町内会その他の地域の団体の区域に配慮した区域設定をしていること。・地域まちづくりを推進するにあたって、土地利用等の一体的な区域設定をしていること。
(3)地域まちづくり計画の実現に係る活動計画書	<ul style="list-style-type: none">・地域まちづくり計画の実現に向けた事業の実施に関する計画・地域まちづくり計画の実現に向けた推進体制に関する計画

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり計画の実現に向けた活動の計画 ・特定まちづくりルールを定める場合は、運営体制（協議体制、協議窓口となるものの氏名及び連絡先など）
(4)活動実績書	地域まちづくり計画の策定経緯、これまでの活動経過、活動による成果、関係団体との調整等の状況等
(5)活動内容の周知の状況を示す書類	地域まちづくり計画を周知するためのニュースの発行、計画策定過程でのアンケートの配付、回収状況
(6)地域まちづくり計画周知の際の意見	－
(7)意見に対する対応方針	－

- 3 地域まちづくり協議会は、推進要綱第6条第2項に規定する周知を行う場合は、その内容及び方法について、市長と協議を行わなければならない。
- 4 市長は、第1項に規定する申請書の提出を受けた場合において、当該地域まちづくり計画の案が推進要綱第6条第1項各号及び特定まちづくりルールを定める場合にあっては推進要綱第7条第1項の各号のいずれにも該当すると認めるときは、地域まちづくり計画として登録し、その旨を当該地域まちづくり協議会の代表者に通知する。
- 5 前項の通知（第7条第2項及び第8条第2項において準用する場合を含む。）は、地域まちづくり計画登録等通知書（様式第6号）により行う。
- 6 市長は、前項の通知をした場合は、速やかに地域まちづくり計画登録簿（様式第7号）を作成する。
- 7 推進要綱第6条第6項に規定する公表は、福岡市ホームページ等に次の各号に掲げる事項を掲載して行うものとする。
 - (1) 団体名
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 地域まちづくり計画の概要
 - (4) 登録年月日及び登録期間
- 8 推進要綱第7条第1項に規定する特定まちづくりルールを定める場合は、前項に定める事項に併せて、福岡市ホームページ等に次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。
 - (1) 特定まちづくりルール及び協議対象行為
 - (2) 協議窓口となるものの氏名
 - (3) 協議窓口となるものの連絡先

(地域まちづくり計画の登録の変更)

第7条 地域まちづくり協議会は、前条第1項に規定する申請書又は同条第2項の添付書類に記載した事項に変更(次に掲げる変更(第3項において「軽微な変更」という。)を除く。)を生じたときは、速やかに、地域まちづくり計画登録変更等(申請・届出)書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域まちづくり計画の名称の変更
- (2) 現況図、現況データ等の変更
- (3) その他市長が認めるもの

2 前条第2項、第4項及び第5項の規定は、地域まちづくり計画の登録の変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更を生じた内容を証する書類」と読み替えるものとする。

3 地域まちづくり協議会は、前条第1項の申請書又は同条第2項の添付書類に記載した事項に軽微な変更を生じたときは、速やかに、地域まちづくり計画登録変更等(申請・届出)書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(地域まちづくり計画の登録の延長)

第8条 推進要綱第6条第8項に規定する地域まちづくり計画の登録の延長をしようとする地域まちづくり協議会は、当該登録期間の満了の日の30日前までに、地域まちづくり計画登録変更等(申請・届出)書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 第6条第2項、第4項及び第5項の規定は、地域まちづくり計画の登録の延長について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち市長が指定する書類」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、第6条第4項による地域まちづくり計画の登録を行った日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日まで、当該期間を延長することができる。

(地域まちづくり計画の登録の取消し)

第9条 推進要綱第6条第8項に規定する地域まちづくり計画の登録の取消しをしようとする地域まちづくり協議会は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する取消しの届け出は、地域住民等への周知及びその意向を確認した上で、地域まちづくり計画登録変更等(申請・届出)書(様式第8号)により行う。

3 市長は、前項とは別に、第6条第1項及び第2項、第7条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項の内容に虚偽が判明した場合は、地域まちづくり計画の登録を取り消すことができる。

4 市長は、第1項の届け出を受けた場合及び前項の規定による地域まちづくり計画の登録の取消しを行う場合は、地域まちづくり計画登録等通知書(様式第6号)を当該地域まちづくり協議会の代表者に通知する。

(建築等行為)

第10条 推進要綱第6条第7項に定めるその他建築等行為は、次のとおりとする。

- (1) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成その他の土地の区画形質の変更
- (2) 工作物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。))を除く。以下同じ。)の建設及び設置
- (3) 建築物又は工作物の外観の変更
- (4) 土地又は建築物の用途の変更
- (5) 木竹の植栽又は伐採
- (6) 屋外における物件のたい積
- (7) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置

(協議対象行為者の協議)

第11条 推進要綱第8条第1項の規定による協議は、協議対象行為協議書(様式第9号)を第6条第7項に規定する地域まちづくり協議会の代表者に提出して行うものとする。

2 前項の協議対象協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図、立面図等
- (2) 建築等行為が特定まちづくりルールに適合していることを確認できる書類

3 推進要綱第8条第2項に定める報告は、協議対象行為協議結果報告書(様式第10号)により行うものとする。

(地域まちづくり協議会の協議)

第12条 推進要綱第8条第3項に定める報告は、協議結果報告書(様式第11号)により行うものとする。

(活動実績の報告)

第13条 推進要綱第10条に定める報告は、活動実績報告書(様式第12号)により行うものとする。

(公表)

第14条 市長は、第2条の地域まちづくり協議会の登録並びに第3条から第5条までの規定に係る地域まちづくり協議会の登録の変更、延長又は、取消しをしたときは、速やかにその旨を公表する。

2 市長は、第6条の地域まちづくり計画の登録並びに第7条から第9条までの規定に係る地域まちづくり計画の登録の変更、延長又は、取消しをしたときは、速やかにその旨を公表する。

(委任)

第15条 この要領の施行に関し必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。